

令和6年度 第8回役員会議事要旨

日 時 令和6年7月10日（水） 13時00分～14時25分

場 所 Web会議

出席者 学長、渡理事、大島理事、山下理事、豊田理事、石田理事、竹下理事

欠席者 野口理事

陪席者 佐々木監事、南谷監事

1 審議事項

(1) クロスアポイントメント制度の適用について（受入）

渡理事から、国立大学法人佐賀大学クロスアポイントメント制度に関する規程第6条第2項に基づき役員会で審議するものである旨及びクロスアポイントメント制度適用候補者の就業等についての説明があり、審議の結果、了承された。

(2) 佐賀大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び株式会社SUMCOとの産学連携に関わる包括協力協定について

社会連携課長から、佐賀大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び株式会社SUMCOとの産学連携に関わる包括協力協定書（案）について説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 国立大学法人における佐賀大学発ベンチャーの称号授与について

社会連携課長から、令和6年2月5日付の合同会社sunapp（代表：高津汰耀氏（理工学研究科1年））による佐賀大学発ベンチャー称号授与申請に対して、国立大学法人佐賀大学における佐賀大学発ベンチャーに係る称号授与及び支援に関する規程第3条第2項に基づき大学からの称号を与えるものである旨、申請者の事業内容等について、説明があり、審議の結果、了承された。

2 協議事項

(4) 「佐賀大学学則」の一部改正について

入試課長から、学校教育法施行第150条の一部改正に伴い、佐賀大学学則第9条について一部改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(5) 佐賀大学附属図書館運営委員会規程の改正について

山下理事から、附属図書館電子ジャーナル等検討専門委員会を廃止し、附属図書館運営委員会へ一元化することに伴う佐賀大学附属図書館運営委員会規程改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(6) 佐賀大学発ベンチャーに係る称号授与及び支援に関する規程の改正について

社会連携課長から、課題を解決し、起業しやすい環境を整えるために佐賀大学発ベンチャーに係る称号授与及び支援に関する規程の改正についての説明があった。起業準備中のものに称号が付与され、その後起業しなかった場合には、まだ会社として設立していないものに対して称号の取消を行うような構造となっているが問題はないか等の意見があった。

(7) ウィーン工科大学（オーストリア）との学術交流協定締結について（新規）

国際交流推進センター副センター長から、ウィーン工科大学との学術交流協定について、佐賀大学学術交流協定取扱要項第4条2項に基づき、2024年9月から5年間の学術交流協定締結を行う旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(8) ベトナム国家大学ハノイ校経済大学（ベトナム）との学術交流協定締結について（更新）

国際交流推進センター副センター長から、ベトナム国家大学ハノイ校経済大学との学術交流協定について、アジア経済に関する教員の共同研究の視点を広げ、グローバルな視点から考察することが可能となるため、2024年9月から5年間の協定更新を行う旨の説明があった。

なお、本件については教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

3 報告事項

(9) 附属病院経営状況について

医学部事務部長から、令和6年度附属病院収支実績及び見込（4月実績）、医療材料ランキングTOP30、医事データを用いた粗収入試算、診療稼働実績累計、手術目標等について報告があった。

4 その他

(10) その他

以 上